更生手続終結

令和７年（ミ）第１号

名古屋市北区中切町１丁目84番地
更生会社　愛知電熱株式会社
管財人　青木　良成

１　決定年月日　令和８年２月24日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。

東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

再生手続開始

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

令和７年（再）第３７号

岡山県笠岡市平成町95番地１
再生債務者　株式会社サラ

決定の要旨　令和８年２月９日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

令和８年２月24日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始